

議案第 57 号

専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 専決処分する事項

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

2 専決処分する理由

令和4年5月20日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、甲府市建築基準法施行条例を直ちに改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

第29条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に改める。

別表の第26号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の第26号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の第36号の3中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の第36号の4中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年5月31日から施行する。